令和2年9月18日

令和2年広島県議会9月定例会議案 (その2)

広 島 県

令和二年広島県議会九月定例会議案目次(その二)

県第八十八号	\ 八 - 十	県第八十五号	県第八十四号	県第八十三号	県第八十二号	県第八十一号	県第 八十 号	県第七十九号	県第七十八号	県第七十七号	県第七十六号	県第七十五号	県第七十四号	県第七十三号	県第七十二号	県第七十一号	県第 七十 号
「安心▽誇り▽挑戦」ひろしまビジョン」の策定について五八広島県道路至名の定謝の「剖変更について五六	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	財産の取得について五二	財産の取得について	財産の取得について	工事請負契約の締結について四六	工事請負契約の締結について	工事請負契約の締結について四二	例を廃止する条例のの必理をする作業場に関する条四〇食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条四〇	例	訓練等を定める条例の一部を改正する条例職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業三六	る条例 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正す	する条例 から おおがれ はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま の ままが はまま の 事務を 市町が 処理 する 特例を 定める 条例の 一部を 改正 しまます はまま しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょう しょう	広島県手数料条例の一部を改正する条例一四	奨学金貸付条例の一部を改正する条例 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等	する条例 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正八 関政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	に関する条例 肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理五	整備に関する条例 整備に関する条例の 漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の

県第七十号議案

のように提出する。 漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次

令和二年九月十八日

広島県知事 英 彦

う関係条例の整備に関する条例漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年広島県条例第一号)

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

(最低負担額) 第二条 (略) 一 (略) イ (略) イ (略) イ (略) イ (略) イ (略) イ (略) クの委員、公安委員会の教育長若しくは 委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会 の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会 (収用委員会の委員、労働委員会の委員、 (地方公営企業の管理者 二 二 (略) 二 (略)	改正後
(最低負担額) 第二条 (略) イ (略) イ (略) イ (略) イ (略) イ (略) イ (略) イ (略) クの委員、公安委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、労働委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、四季員会の委員、四季員会の委員、四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	改正前

改正) 職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部 (恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と

第二条 間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例 昭和三十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期

に 改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

4 (略)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	改正後
4 (略) (略)	(用語の意義) 2 (略) 3 (略) 3 (略) (略) 第一条 (略) 3 (略) (略) (略) (略) (明末、(昭和二十四年法律第二百六十七十) 漁業法(昭和二十四年法第百九条において 準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記、り置かれる連合海区漁業調整委員会の書記 り置かれる連合海区漁業調整委員会の書記 り置かれる連合海区漁業調整委員会の書記 り置かれる連合海区漁業調整委員会の書記 り置かれる連場第八十五条第六項の規定により置かれる連場第八十五条第六項の規定により置かれる (中本)	改正前

(広島の海の管理に関する条例の一部改正)

第三条 広島の海の管理に関する条例(平成三年広島県条例第七号)の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

(海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用計画) (海域の使用許可) (海域の使用許可) (海域の使用許可)	改正後	
(海域の使用許可)	改正前	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の最低負担額について 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第十五条第二



こう
しの 漁 業 業 例 法 理 ま も
案等由をの
- Hand
(提案理由) (提案理由) (提案理由) (提案理由) での条例案を提出する。
上す
等
漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、
年 等 の
施 行
に と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
関 ····································
条 例
関係条例の規定を整備するため、
定 を **
·····································
す る
7こ め、

県第七十一号議案

うに提出する。 肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のよ

令和二年九月十八日

広島県知事 英 彦

係条例の整理に関する条例に料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関

第一条 に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

(広島県手数料条例の一部改正)

	確保等 肥料の登録 肥料の法第四条第一項又は	法律名 事務の区分	別表(第二条関係)	改一
略	(略)	手数料の名称		正 後
((略)	(略)	金額		
)と「おの以七百法十 い法い項下号二律五 う。」てにこ。十第年	昭締肥和法人取	法律名	別 表	
。 (略)	肥料の登録法第四条第一項又は	事務の区分	(第二条関係)	改
(略)	(略)	手数料の名称		正前
(略)	(略)	金額		

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第二条 四号)の一部を次のように改正する。 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

八の六 肥料の品質の確保等に関	事務	第二条 (略)	改正後
	市町		
八の六 肥料取締法 (昭和二十五	事務	第二条 (略)	改正前
			

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	する法律(昭和二十五年法律第 する法律(昭和二十五年法律第 で
	(略)
(1)―(1) (略) (1)―(1) (略) (1)―(1) (略) (1)―(1) (略)	年法律第百二十七号。以下この年法律第百二十七号。以下この号において「政令」という。の号において「政令」という。の号において「法」という。)及号において「法」という。)及
	(略)

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第三条(住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のよう に改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

五―四十六 (略) エ―四十六 (略) エ―四十六 (略) の届出に係る事実についての審査 の届出に係る事実についての審査 の届出に係る事実についての審査 の届出に係る事実についての審査 の届出に係る事実についての審査 の届出に係る事実についての審査 の届出に係る事実についての審査	別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 「昭和の品質の確保等に関する法律第十三条第一項から第四項までの届出の受理若していての審査又はその申請に対する応答にでいての審査又はその申請に対する応答はその届出に係る事実についての審査といる法律第十三人はその届出に係る事実についての審査若しくはその申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する法律(昭和二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	改正後
五―四十六 (略) エ―四十六 (略) 肥料取締法第十六条の二第一項若しくは第二項 第三項、第二十二条第一項若しくは第二項 第三項、第二十二条第一項若しくは第二項 第三項 第三項 第二十二条第一項若しくは アルドル アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・	別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係) 別表第一(第二条関係)	改正前

この条例は、 令和二年十二月一日から施行する。

(提案理由) (基本证明的证明的证明的证明的证明的证明的证明的证明的证明的证明的证明的证明的证明的证
必 要 な 規 定 の 整

県第七十二号議案

番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

に関する条例の一部を改正する条例号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用行政手続における特定の個人を識別するための番に関する条例の一部を改正する条例案の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用行政手続における特定の個人を識別するための番

番号の利用に関する条例 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 (平成二十七年広島県条例第四十八号)の一部を次のように改正

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

							別 表	
知事	知事	知事		知事	(略)	執行機関	表(第二条関係)	
						因	条型	
法第一条に規定する小学校、中学校、人が設置する、広島県内の学校教育百七十号)第三条に規定する学校法私立学校法(昭和二十四年法律第二	て規則で定めるもの学支援金の支給に関する事務であっ専攻科のうち私立のものにおける修	対る事務であって規則で定 大給に関する事務であって規則で定 大給に関する事務であって規則で定 をのにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける奨学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおける受学のための給付金の ものにおけるのもの。 ものにおけるのもの。 ものにおけるのものによりである。 ものにおけるのもの。 ものにおけるのものものものもの。 ものにおけるのものものものもの。 ものにおけるのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	則で定めるもの援金の支給に関する事務であって規援金の支給に関する事務であって規高等学校等に入学した者に対する支	高等学校等を退学した後に、私立の	(略)	事務	(係)	改正後
							別表	
知				知	(略)	執行機関	l _	
事				事)	関	二条	
法(昭和二十二年法律第二十六号)人が設置する、広島県内の学校教育日七十号)第三条に規定する学校法百七十号)第三条に規定する学校法			則で定めるもの援金の支給に関する事務であって規援金の支給に関する事務であって規	高等学校等を退学した後に、私立の	(略)	事務	(第二条関係)	改正前

(略)	(略)		(略)	(略)
			て規則で定めるもの	
		めつ	学支援金の支給に関する事務であっ	会
		の修	専攻科のうち公立のものにおける修	教育委員
			事務であって規則で定めるもの	
		⁹ る	奨学のための給付金の支給に関する	会
		りる	専攻科のうち国公立のものにおける	教育委員
則で定めるもの			則で定めるもの	
援金の支給に関する		規	援金の支給に関する事務であって規	
高等学校等に入学し	会	支	高等学校等に入学した者に対する支	会
高等学校等を退学し	教育委員	か	高等学校等を退学した後に、公立の	教育委員
(略)	(略)		(略)	(略)
あって規則で定める				
に係る補助金の交付			あって規則で定めるもの	
童生徒の修学を支援		伤で	に係る補助金の交付に関する事務で	
中学部のいずれかに		業	童生徒の修学を支援するための事業	
課程又は特別支援学		児	中学部のいずれかに在学している児	
義務教育学校、中等		びび	課程又は特別支援学校の小学部及び	
第一条に規定する小		期	義務教育学校、中等教育学校の前期	

この条例は、公布の日から施行する。附 則

		であっ	が関おする		って規	する支	公立の		事 0 務 導	かい 部 が る が り り り り り り り り り り り り り り り り り
	(略)					会	教育委員	(略)		
	(略)			則で定めるもの	援金の支給に関する事務であって規	高等学校等に入学した者に対する支	高等学校等を退学した後に、公立の	(略)	あって規則で定めるものに係る補助金の交付に関する事務でに係る補助金の交付に関する事務では係る権助金の変対に関する事務では、というでは、	中学部の、げていて正学している記課程又は特別支援学校の小学部及び義務教育学校、中等教育学校の前期第一条に規定する小学校、中学校、
<u> </u>										

	向上に資する事務を追加するため、この条例案を提出する。条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により(提案理由)

県第七十三号議案

改正する条例案を次のように提出する。 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例 \mathcal{O} _ 部

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

県高等学校等奨学金貸付条例 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及 \mathcal{O})一部を改正する条ェ徴収条例及び広島

県高等学校等奨学金貸付条例 例 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例 \mathcal{O} 一部を改正する条 及び広島

(広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部改正)

第一条 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例 (昭和二十六年広島県条例第四十二号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に 改正する

5 1

5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合を加算した割合にあつてはその年十四・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年一パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合を加算した割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合が年七・二五パーセントの割合を加算した割合が年七・二五パーセントの割合を加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合を超れています。 附 則 改 正 後 1—4 (略)

5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特別基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合には、年十四・五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合には、年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合とする。 6 5 1 附 則 改 正 前

(広島県高等学校等奨学金貸付条例 \mathcal{O} 部改正)

第二条 ように改正する。 広島県高等学校等奨学金貸付条例 (平成十四年広島県条例第五号) \mathcal{O} 一部を次の

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

附 則 1 (略) 2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合(和税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合(和税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合(和税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する延滞金特例基準割合(平均貸付割合(和税特別措置法)が存むという。 1 (略)	改正後
1 (略) 2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定により告示された割合に年一パーでントの割合を加算した割合をから。以下同で、)が年七・二五パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合を加算した割合とは、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例適用年」という。)中においては、当該特例適用年」という。)中においては、当該特別が関係を対象を表し、当該年の制度に対した割合を加算した割合とする。	改正前

附則

3

略)

3

略)

(施行期日)

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2

第二条の規定による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例附則第二項の規定は、令 間に対応する延滞金又は延滞利息については、 和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息について適用し、 第一条の規定による改正後の広島県分担金等に関する延滞金徴収条例附則第五項及び なお従前の例による。 同日前の期

г	
	ال الله الله الله الله الله الله الله ا
	かれ地族たちな
	どのため、これに準拠- (提案理由)
	が、拠を、まり、
	のて一
	条定部
	この条例案を提出する。にして定めている税外債券にの一部改正により、延滞
	をいて
	提るよ 出税 り
	す外、
	る債延。佐港
	に金
	関の
	る 合
	延の
	滞 安 例
	のに
	割係
	n の 規
	特定
	例 か に 整
	係理
	る さ 粗 ゎ
	定た
	どのため、この条例案を提出する。これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金の割合の特例に係る規定を整理するな地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例に係る規定が整理されたことを踏まえ、(提案理由)
Ī	登 C 理 を
	す路
Ī	る な え
Ī	5
1	

県第七十四号議案

広島県手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県手数料条例の一部を改正する条例広島県手数料条例の一部を改正する条例案

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

改正する。

覚醒剤)と「おの以六百法十昭防染家 い 法い項下号六律六和法病畜 う。」てにこ 。十第年二 (予伝) と「おの以 に法」て にこ	百律五和法良九第年二(昭殖号。)	家畜改	別表	
法第三条第一項の規	・ (大) 第五条第一項、第三級 (大) 第五条第一項、第三条第一項又は第五条第一項の機をである。) を	師免許証の再交付による家畜人工授精	- 師免許証の書換交付による家畜人工授精による家畜人工授精	事務の区	係	
規覚	のを 雷一の頃入 に予監の項検のは第三 限防視検の査規第三 料家	グエの 付授規 精定	検工の 交授 規 付 精 定			改正
。醒剤施用機	料 家	略)	略)	手数料の名称		後
	- 牛のトリコー + ル + 中のトリコー + 十 + 伝染性 ンパ腫検査 ((略)	(略)	金 (略) 額		
覚せい)と「おの以六百法十昭防染家 い 法い項下。 ・ 第二年第二年第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二) と「おの り で き。 こ り。 こ こ こ こ こ に こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	百律五和法良 良用 五年二十昭 相	家畜改	別表	
覚せい法第三条第一項の規	法第四条の二第五項、 第五条第一項又は第五条第一項又は第五条第一項の担 でによる家畜の発生を を変い、 に決第五条第一項の担 を変い、 をでい、 を変い、 をで、 をで、 をでい、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をでい、 をでい、 をで、	(による家畜人工授精による家畜人工授精	では、	事務の区分	条関係	改
覚せい剤施用	料 新 検 査 チ 数	(略)	(略)	手数料の名称		正前
	十 十 中	(略)	(略)	(略) 額		

この条例は、公布の日から施行する。	す者よご	に対する審査 に対する審査 に対する審査 に対する審査 に対する審査 に対する審査 に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する	法第十一条第一項 (覚醒剤製造業 法第二十条の五にお 者等の指定証 う覚醒剤原料輸出業者 覚醒剤原料輸出業者 以は覚醒剤原料輸出業者 以は覚醒剤原料輸出業者 以は可能定証の再交	定証の再交付 関等の指定証の再交付 を対象科 を対象の表により、 を対象の表により、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 の規定により、 の相に、 のの指定により、 のの指定により、 のの指定により、 のの相に、 ののの相に、 ののの。 ののの。 のののの。 ののののの。 のののののののののののののの	第二百法第四条第一項(法) 覚醒剤製造業 第二百法第四条第一項(法) 覚醒剤原料輸出業者、 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 で に 対 が う。 又 に 覚醒剤原料輸出業者 で は 覚醒剤原料輸出業者 で な で 準 者 の 指定 の 申 請 に 係る経由	年法律 する審査 「中請手数料」 「日本
する。	略)	(略)	(6	(6	(略) (略) と「おの以二百五 百五 で で う。 で にこ	(略) (和) (本) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和
	請に対する審査 講に対する審査 開い対する審査 開い対する審査 開い対別 研究者の指定 研究者の指定	請に対する審査 お第三十条の二の規 覚せい剤原料	法第十一条第一項(覚せい剤製造 法第三十条の五にお業者等の指定 さむ。)の規定によ手数料 る覚せい剤製造業者、 覚せい剤原料輸入業 覚せい剤原料輸入業 で付近に係る経 を取り、 の規定によ手数料 は、覚せい剤原料輸入業 がおいる。 の規定によ手数料 は、覚せい剤原料輸入業 がおいる。 の規定により、 の規定により、 の指定 は、 の指定 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。	者の指定証の再交付 は覚せい剤原料研究 は覚せい剤原料研究 は覚せい剤原料研究者、覚 は覚せい剤原料研究者、覚 して連用する場合を 証再交付手数 を記。)の規定によ 料 る覚せい剤原料研究者、覚	二十第三十条の五におい 第三十条の五におい 第三十条の五におい 第三十条の五におい 第三十条の五におい 第三十条の指定による で覚せい剤製造業者、 で覚せい剤原料輸入業 に対しい剤原料輸入業 に対して覚せい剤原料輸入業 に対して関せい剤原料輸入 原料製造業者の指定 の申請に係る経由	法 に対する審査 一 研究者の指定の申請 指定申請手数 (昭 用機関又は覚せい剤 い剤研究者の (総 定による覚せい剤施 機関又は覚せ
	料 指定 (略)	料定 (略)	経指製曲 定 造	学程 胞 数 定 用 (略)	等損害 数定造 (略)	手 者 の (略)

	例案を提出する。 家畜改良増殖法等の一部改正に伴う引用条項の整理など必要な改正を行うため、この条(提案理由)
	こ の 条

県第七十五号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように

提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 﨑 英 彦

の一部を改正する条例
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案

の一部を次のように改正する。 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

(1) 廃止条例附則第二項の規定 によりなおその効力を有する こととされる旧条例第三条第 四項の規定による再交付又は 曹換交付 磨止条例附則第二項の規定	(関する条例、 (関する条例、 (対し、 ()し、 (事務 市町第二条 (略)	改正後
(1) 条例第三条第一項の規定に よる営業施設の認定 よる営業施設の認定 よる認定証の交付 よる認定証の交付 よる認定証の交付 よる再交付又は書換交付 定による地位の承継の届出の	の の で に おい の の の の の の の の の の の の の	第二条 (略) 市町	改正前

この条例は、令和三年六月一日から施行する。附 則	(9) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十五条による報告の要を止条例附則第二項の規定	(8) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有するによりなおその効力を有するによりなおその効力を有する	をいけるのでは、 「ファイン・ション・ション・ション・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイ	(6) 廃止条例附則第二項の規定による作業場廃止の届によりなおその効力を有するによりなおその効力を有するの規定によりなおのの規定による許可証の再交付の規定による許可証の再交付の規定による許可証の再交付	こととされる旧条例第十一条[によりなおその効力を有する] 廃止条例附則第二項の規定	こととされる旧条例第十条のによりなおその効力を有する 廃止条例附則第二項の規定の変更届書の受付	(略) 原止条例附則第二項の規定による許可証の記載事項 原止条例附則第二項の規定 によりなおその効力を有する (略) 原止条例附則第二項の規定	規定による構造設備の変更の
仃する。	(山) 条例第十五条第一項の規定	用の禁止若しくは停止の処分許可の取消し又は作業場の使許の取消し又は作業場の使	命令 (9) 条例第十三条の規定による	作業場廃止の届出の受付 条例第十二条の規定による	許可証の再交付 条例第十一条の規定による	可証の書換交付	(略) (1) 条例第九条の規定による許可証の記載事項の変更届書の (を) 条例第九条の規定による許可証の交付	_

ſ		
	す	
	9 (:
	っるなどのな知事の権間(提案理由)	:
	どの理	
l	が、権、田	,
l	するなどのため、知事の権限に属(提案理由)	
l	、属	
	このする	
	条事	
	例 務	
	案の	
	を一を	
I	出を	
I	す市	
I	この条例案を提出する。層する事務の一部を市町が	
I	処	
l	理	
I	す	
l	る <u>特</u>	
	例	
	Ø	
l	対	
	※ 上	
l	な	
l	る	
l	事 姿	
	1 51 D	
I	範	
I	るなどのため、この条例案を提出する。知事の権限に属する事務の前囲等を削除知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除提案理由)	
I	寺 を	
I	削	
I	除	
١		

県第七十六号議案

出する。 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条例案を次 のように提

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崹 英 彦

食品衛生法に基 づく営業の基準等に関する条例 \mathcal{O}

部を改正する条例案

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例 \mathcal{O}

部を改正する条例

部を次のように改正する。 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例(平成十二年広島県条例第十一号) 0

改正する。 次 の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改 正 後 改 正

前

(趣旨)

必要な基準その他法の施行に関し必要な事項)第五十四条に規定する公衆衛生の見地から年法律第二百三十三号。以下「法」という。第一条 この条例は、食品衛生法(昭和二十二 を定める。

(営業の施設の基準)

理和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。)第三十五条各号に掲げる営業に係る施設の同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。同条第二号及び第六号に掲げる営業を別表第二のとおりとし、法第十三条第一項の規定に基のとおりとし、法第十三条第一項の規定に基がき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に協る施設のとおりとし、法第十三条第一項の規定に基準にあっては、別表第三のとおりとする。 第二条 地から必要な基準のうち食品衛生法施行令 法第五十四条に規定する公衆衛生の見

し、又は適用しないことができる。って、公衆衛生上必要な措置が講じられていって、公衆衛生上必要な措置が講じられてい第三条 知事は、営業の態様が特殊なものであ(基準の緩和等) 第三条

が要な基準その他法の施行に関し必要な事項)第五十一条に規定する公衆衛生の見地から)第五十一条に規定する公衆衛生の見地から 年法律第二百三十三号。以下「法」という。 (趣旨) を定める。

(営業の施設の基準)

二条 知事は、党(基準の緩和等)

第三条 知事は、営業の態様が特殊なものである。

(食品衛生責任者の氏名の掲示)

(食品衛生責任者の氏名の掲示)

見やすい場所に掲示しなければならない。業者は、当該食品衛生責任者の氏名を施設の省令の規定により食品衛生責任者を定めた営法第五十一条第一項の規定に基づく厚生労働の条 公衆衛生上必要な措置について定める

(許可証等の掲示) (許可証等の掲示)

の見やすい場所に掲示しなければならない。営業者は、当該食品衛生責任者の氏名を施設働省令の規定により食品衛生責任者を定めた法第五十条の二第一項の規定に基づく厚生労四条 公衆衛生上必要な措置について定める

ければならない。

(許可証等の掲示)

(許可証等の掲示)

别 表第 一を次のように改め

別表第一 (第二条関係)

- を有すること。 構造又は設備、 施設は、 屋外からの汚染を防止 機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さ Ļ 衛生的な作業を継続的に実施するために必要な
- るもの 室又は場所が同一の建物にある場合は、 に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、 施設設備が適切に配置され、 止するため、 ただし、 る場合はこの限りでない。 食品又は添加物、 作業における食品等又は従事者の経路の設定、 作業区分に応じ、 「食品等」という。) 容器包装、 なお、 又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。 間仕切り等により必要な区画がされ、 機械器具その他食品又は添加物に接触する への汚染を考慮し、 住居その他食品等を取り扱うことを目的とし それらと区画されていること。 必要な衛生管理措置が講じられて 同一区画を異なる作業で交替 公衆衛生上の危害の発生を防 工程を踏まえて お それ ない

施設の構造及び設備

- 1 び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。 じんあい、 廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにね がずみ及
- る構造又は設備を有すること。 生を防止し、 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、 及び結露による水滴により食品等を汚染しない 結露しにくく、 よう換気が適切にでき 結露によるかびの

口

- る構造であること。 1 床面、 内壁及び天井は、 を容易にすることができる材料で作られ、 清掃、 洗浄及び消毒 (以下この表において 清掃等を容易に行うことができ 「清掃等」と
- =性材料で腰張りされていること。 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、 排水が良好であること。 内壁は、 床面から容易に汚染される高さまで、 床面は不浸透性材料で作ら 不浸透
- ホ 照明設備は、 できる機能を備えること。 作業、 検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を

- 合にあっては、 供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水 給される水 温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。 飲用に適する水(以下「飲用に適する水」という。)を施設の必要な場所に適切な 装置を備え、 条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により (昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、 (以下 水源は外部から汚染されない構造を有すること。 食品衛生上支障のない構造であること。 「水道事業等により供給される水」という。) 又はこれら以外の 貯水槽を使用する場 水道事業等によ 1)
- こと。なお、 用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水 について定めがある食品を取り扱う営業におけるへの基準の適用については、「飲 を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業におけるへの基準の適用について 法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に食品製造用水の 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有する 「飲用に適する水」とあるのは 水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。 「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする 使用
- 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) が流れる区画の床面に設置されていること。 十分な排水機能を有 かつ、 水で洗浄をする区画及び廃水、 液性の廃棄物等
- 一切に排出できる機能を有すること。 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、 カュ ~ 施設外に
- (3)配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- 設備を必要に応じて有すること。 の設備を有すること。 めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること 第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備又は冷凍 必要に応じて、 ねずみ、 昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するため 製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、
- 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。
- 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
- 〕 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- できる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することが 食品等と区分して保管する設備を有すること。 殺菌剤等の
- 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、 十分な容量を備えており、 清掃がしやすく、 汚液及び汚臭が漏れない 不浸透性材料で作 、構造であ

力

- \exists 場所を有すること。 製品を包装する営業にあっ ては、 製品を衛生的に容器包装に入れることができる
- タ 易な位置に有すること。 更衣場所は、 従事者の数に応じた十分な広さがあり、 及び作業場 の出入りが容
- た大きさ及び数の洗浄設備を有すること。 食品等を洗浄するため、 必要に応じて熱湯、 蒸気等を供給できる使用目的に応じ
- ソ 場所及び計量器を備えること。 添加物を使用する施設にあっては、 それを専用で保管することができる設備又は

四 機械器具

- イ の設備 ができる構造であること。 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他 以下 「機械器具等」という。 は、 適正に洗浄、 保守及び点検をすること
- ロ 作業に応じた機械器具等を備えること。
- あり、 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、 蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。 耐水性材料で作られ、 洗浄が容易で
- =やすい構造であり、 浄をしやすい位置に有すること。 固定し、 又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、 必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。 組立式の機械器具等にあっては、 かつ、清掃及び洗 分解及び清掃
- 朩 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、 汚染を防止できる専用の容器を使用
- の他の計量器を備えること。 冷蔵、冷凍、 加熱等の設備には、 温度計を備え、 必要に応じて圧力計、 流量計そ
- その他 作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、 その保管場所及び従事者が

五.

- 1 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあっては、 第三号ヨの基準を適用
- 号(1)において同じ。 準により営業をすることができる。 簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業 て酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。 で飲食に供することが 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、 をする場合にあっては、 できる食品を食器に盛る、 イの規定によるほか、 (喫茶店、サロンその他設備を設け そうざい 簡易な営業(そのままの状態 の半製品を加熱する等の を含む。 次に定める基 別表第二第一
- 障がないと認められる場合は、 床面及び内壁にあっては、 取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、 不浸透性材料以外の材料を使用することができる 食品衛生上支
- 排水設備にあっては、 取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、 食品衛生上支障が

められる場合 床面に有しないこととすることができる。

- (4)(3)令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場 衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる ない構造である場合は、 食品を取り扱う区域にあっては、従事者以外の者が容易に立ち入ることができ 冷蔵設備又は冷凍設備にあっては、 区画されていることを要しないこととすることができる 取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、
- =いを処理する場合にあっては、 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、 第三号ヲ、 ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用し 自動車において生体又はとた

合にあっては、第三号二、

リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

- ホ 造する場合は、 すこと。 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製 第一号から第四号までに掲げる基準に加え、次に掲げる要件を満た
- (1) 室又は場所を有すること。 区画されていること。 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、 なお、 場所とする場合にあっては、 冷凍、 包装及び保管をするため 作業区分に応じて
- (2)原材料を保管する室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3)冷却に必要な設備を有すること。 製品を製造する室又は場所は、 製造する品目に応じて、 加熱、 殺菌、 放冷及び
- (4)冷凍室及び保管室を有すること。 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える
- 造であること。 いっては、 令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合に 第一号から第四号までに掲げる基準に加え、 次に掲げる要件を満たす構
- を有し、 あっては、 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所 必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。 作業区分に応じて区画されていること。 なお、 場所とする場合に
- (2)原材料の保管をする室又は場所に、 冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、 製造する品目に応じて、 解凍 充填、

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第二条関係)

- 一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業
- 自動車において調理をする場合にあっては、 次に掲げる要件を満たすこと。
- 簡易な営業にあっては、 廃水を保管することができる貯水設備を有すること。 一日の営業において約四十リッ トル の水を供給し、

- (2)の水を供給し、 大量の水を要しない営業にあっては、 かつ、 廃水を保管することができる貯水設備を有すること。 一日の営業において約八十リッ
- (3)の水を供給し、 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットル かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- 有するものを除く。 洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を に入れられず、 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、 を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りで ひさし、 屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、 又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に)により食品を調理し、 調理された食品を販売する営業 雨水による影響 容器包装
- 床面は、 清掃、 洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料で作られていること。
- 令第三十五条第三号に規定する食肉販売業

イ 処理室を有すること。

口 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、 処理室に解体された鳥獣の肉、 内臓等を分割するために必要な設備を有すること 冷凍保存を要す

機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

る場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる

で作られ、 構造であり、蓋を備えていること。 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料 処理量に応じた容量を有し、 消毒が容易であり、 汚液及び汚臭が漏れな

- 四 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業
- なお、場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
- 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること
- 専用の器具を備えること。 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、 生食用鮮魚介類の処理をするための
- ニ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- 1) 必要に応じて浄化設備を有すること。
- (2)かきの前処理をする室又は場所は、殼付きかきの洗浄に必要な設備を有するこ
- 有すること。 かきの処理をする室又は場所 は、 むき身の 処理、 洗浄及び包装に必要な設備を
- 五 令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業
- 要に応じて区画されていること。 鮮魚介類の入荷、 荷分け、 陳列、 時保管、 取引及び出荷をする場所を有し、

- 口 備を有すること。 必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備、 製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設
- の殺菌設備を有すること。 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、 必要に応じて海水
- 六 令第三十五条第六号に規定する集乳業
- 1 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有する
- 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 七 令第三十五条第七号に規定する乳処理業
- 1 作業区分に応じて区画されていること。 室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。 検査をする室又は場所を有することを要しない。 ては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあっては受入 生乳の受入検査、 貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする ただし、 なお、 生乳を使用しない施設にあ 場所とする場合にあっては 0
- 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、 殺菌、 充填及び密栓に必要な設備を有す
- する施設を除く。) 蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること(常温保存可能品のみを製造 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷
- = 生乳の検査をする室又は場所は、 生乳の検査をするために必要な設備を有するこ
- ハ 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業
- 1 作業区分に応じて区画されていること。 乳の貯蔵設備及び受入検査設備 に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。 生乳の 処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生 (検査を外部委託する施設を除く。)を有し、必要 なお、 場所とする場合にあっては、
- 有すること。 ること。なお、 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有す 生乳の殺菌をする場合にあっては、 自記温度計を付けた殺菌設備を
- 蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷
- 九 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業
- イ 場所とする場合にあっては、 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。 作業区分に応じて区画されていること。 なお
- で作られ、 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、 処理量に応じた容量を有し、 消毒が容易であり、 汚液及び汚臭が漏 不浸透性材 れ な

い構造であり、蓋を備えていること。

- る場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる 機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、 冷凍保存を要す
- 有すること。 処理室は、 解体された獣畜又は食鳥の肉、 内臓等を分割するために必要な設備
- ホ 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1)に剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、 とさつ放血室 脱羽をする場所及び羽毛、 処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。 (とさつ及び放血をする場合に限る。 皮、骨等を置く場所を有し、)及び剥皮をする場所並び 必要に応じて懸ちょう 処理前の生体又はと
- (2)浄及び消毒設備を有すること。 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗
- (3)る構造であること。 懸ちょう室は、 他の作業場所から隔壁により区画され、 出 入口 の扉が密閉でき
- (4)認できる温度計を備えること。 給することができる設備を有すること。 洗浄及び消毒設備は、 摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供 また、 供給する温湯及び熱湯の温度を確
- 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、 次に掲げる要件を満
- (1) きる構造であること。 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、 出 入口 の扉、 窓等が密閉 へ
- (2)供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理す をいう。)に応じ、水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に る場合にあっては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することが 水設備を有すること。 計画処理頭数(一の施設におい て、 あらかじめ処理することが定められた頭数 できる貯
- (3)汚臭が漏れない構造であり、 排水の貯留設備を有すること。 蓋を備えていること。 貯留設備は、 不浸透性材料で作られ、 汚液及び
- (4)時的に防止する設備を有すること。 して有し、 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接 風雨、 じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一
- 1 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) に冷蔵設備又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること ただし、 運搬器具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並び 採血から加工までが一貫して行われ、 他の施設から原材料となる血液が

じて区画されていること。 運搬され 液を貯蔵する室を有することを要しない。 ない施設にあっては、 運搬器具を洗浄及び殺菌し、 なお、 各室又は設備は作業区分に応 か \sim 原材料となる

- ② 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。
- (3)接続されていること。 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリー パ イプで
- 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業
- イ 専用の照射室を有すること。
- 口 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
- 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
- 一 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業
- すること。 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、 なお、 場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されているこ 包装及び保管をする室又は場所を有
- 口 凍、 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、 調整、 調合、 整形、 発酵、 加熱、 殺菌、 放冷及び冷却に必要な設備を有するこ
- を有すること。 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備
- = シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっ 蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。 ては、
- 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業
- じて区画されていること。 る施設を除く。)を有すること。 貯蔵設備(生乳を使用しない施設を除く。)及び受入検査設備 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳 なお、 場所とする場合にあっては、 (検査を外部委託す 作業区分に応 \mathcal{O}
- な設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、 ろ 過、 殺菌、 冷却、 充填、 包装及び凍結に必要
- 十三 令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業
- 場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 貯蔵設備(生乳を使用しない施設を除く。)及び受入検査設備(検査を外部委託す る施設を除く。 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳)を有し、 必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお \mathcal{O}
- 製品の製造をする室又は場所は、 必要に応じて発酵、 濃縮、 ろ過、 乾燥、 殺菌、 乳化及び分離をするための設備を有する 冷却、 充填及び包装に必要な設備

十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

- 作業区分に応じて区画されていること。 施設にあっては製造に限る。)をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄 及び製造又は組立てをする設備を有すること。 原材料の保管及び調合並びに製品の製造 (ミネラルウォ なお、場所とする場合にあっては、 ター類のみを製造する
- び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあっては、 調合、 充填、 密封及
- 十五 令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業
- 所を有すること。 いること。 原材料の保管、 なお、 前処理及び調合並びに製品の製造、 場所とする場合にあっては、 作業区分に応じて区画されて 包装及び保管をする室又は場
- 口 の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、 燻煙、 塩漬け、 製品

十六 令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

- 乾燥、 にあっては、 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、 洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。 作業区分に応じて区画されていること。 なお、 必要に応じて原材料の 場所とする場合
- 口 凍設備を有すること。 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、 必要に応じて冷蔵設備又は冷
- = 加熱、 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、 殺菌、 乾燥、 燻煙、 焙焼、脱水、 生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備 冷却等をするための設備を有すること。 必要に応じて解凍、

えること。

- ホ 室又は場所に擂潰及び殺菌(魚肉のすり身を製造する場合を除く。 を有すること。 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、 原材料の前処理及び製品の製造をする) に必要な設備
- 、かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- ① 必要に応じて浄化設備を有すること。
- (2)かきの前処理をする室又は場所は、 殻付きかきの洗浄に必要な設備を有するこ
- (3)有すること。 かきの処理をする室又は場所は、 むき身の処理、 洗浄及び包装に必要な設備を
- 十七 令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

すること。 製品の製造及び保管をし、 令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業 場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有

- 原材料の保管並びに製品の製造、 場所とする場合にあっては、 作業区分に応じて区画されていること。 包装及び保管をする室又は場所を有すること。
- 応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、
- る場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備え る冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏八度以下と、 冷凍保存を要す
- 十九 令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業
- 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。 場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。 食用油脂の製造をする施設の室又は場所にあっては、精製、充填及び包装に必要
- 設備を有すること。 及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、 マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあっては、 また、必要に応じて熟成室を有すること。 練り合わせ、 殺菌及び冷却に必要な
- $\frac{-}{+}$ 令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業
- 必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。 及び保管をする室又は場所を有すること。 区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあっては、 製麹をし、 原材料の保管、 前処理、仕込み及び熟成をし、 なお、場所とする場合にあっては、 並びに製品 の包装充填 作業
- 口 び圧搾製成に必要な設備を有すること。 しょうゆを製造する場合にあっては、 必要に応じて圧搾、 火入れ、 調合、 ろ過及
- みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、 加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。 調合、
- 十一 令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業
- すること。 留及び圧搾を含む。 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、 なお、 場所とする場合にあっては、)をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有 作業区分に応じて区画されているこ 前処理、仕込み及び熟成(蒸
- 造又は組立てをする設備を有すること。 製品の包装充填をする室又は場所は、 必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製
- 製造する品目に応じて、洗浄、 火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。 浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、 煮沸、
- 一十二 今第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業
- なお、 材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有するこ 場所とする場合にあっては、 作業区分に応じて区画されていること。

- 口 て包装するための設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、 殺菌及び冷却に必要な設備を有し、 必要に応じ
- び密封に必要な設備を有すること。 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、 連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及
- = 油調等をする設備を有すること。 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、 必要に応じて、 冷凍、 乾燥

二十三 令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

イ 所を有すること。 いること。 原材料の保管、 なお、 前処理、 場所とする場合にあっては、 発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場 作業区分に応じて区画されて

原材料の蒸煮、 発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

二十四 令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

- イ 口 こと。 じて、 ること。なお、場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所にあっては、製造する品目に応 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有 必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有す 成形、 圧延、 裁断、 茹で、 蒸し、 油調及び冷却に必要な設備を有する
- 二十五 する複合型そうざい製造業 令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定
- イ すること。 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、 なお、 場所とする場合にあっては、 作業区分に応じて区画されているこ 包装及び保管をする室又は場所を有
- 口 冷及び冷却に必要な設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、 解凍、 加熱、 殺菌、 放
- 二十六 する複合型冷凍食品製造業 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定 冷蔵設備又は冷凍設備を有すること
- されていること。 又は場所を有すること。 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、 なお、場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画 冷凍、 包装及び保管をするための室
- 口 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 冷却に必要な設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、 製造する品目に応じて、 加熱、 殺菌、 放冷及び
- 凍室及び保管室を有すること。 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷

二十七 令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業

- すること。 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、 なお、 場所とする場合にあっては、 作業区分に応じて区画されているこ 包装及び保管をする室又は場所を有
- 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、 殺菌等をする設備を有すること。 必要に応じて洗浄、 漬け込
- ができる機能を備える冷蔵設備を有すること。 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏十度以下となるよう管理すること

二十八 令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業

- ては、作業区分に応じて区画されていること。 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を 必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。 なお、 場所とする場合にあっ
- 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、 殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。 解凍、 加熱、 充填、

二十九 令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業

- なお、場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
- 口 を有すること。 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備

三十 令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業

- ること。なお、場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有す
- ては、 含有成分を均一にする機械設備を有すること。 濃縮等に必要な設備を有すること。なお、添加物製剤を製造する場合にあっ し過、
- る場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、 な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をす し、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただ この限りでない。
- する機械器具が区分されていること。 法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格及び基準に適合する場合は、 限りでない。 の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、 ただし、 添加物及び添加物以外の製品を同一 添加物の製造に使用

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 (第二条関係)

- 理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、 条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、 同条第三号に規定する食肉販売業、 生食用食肉の加工又は調
- 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
- 口 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
- 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- ること。 度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有す 度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては、 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏四 当該生食用食肉が摂氏マイナス十五
- ホ 備を有すること。 生食用食肉を加工する施設にあっては、 加工量に応じた加熱殺菌をするための設
- 施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、 同条第十六号に規定する水産製品製造業、 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、 同条第二十六号に規定する複合型そうざい ふぐを処理する
- イ 除去した卵巣、 肝臓等の有毒な部位の保管をするため、 施錠できる容器等を備え
- ロ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
- きる機能を備える冷凍設備を有すること。 ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結で

附則

(施行期日)

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 例による改正後の食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例第二条の規定にかかわ り営業を行うことができることとされた者に係る営業の施設の基準については、 に関する政令 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置 なお従前の例による。 (令和元年政令第百二十三号) 附則第二条の規定によりなお従前の例によ この条

	出する。(提案理
	すを食炭の品を
	当する。 食品衛生法 食品衛生法
	て生电
	正 法
	ã –
	こが
	とか
	き正
	れさ
	72 40
	と営
	に業
	出する。 を参酌して定めることとされたことに伴い、食品衛生法の一部が改正され、営業の施設(提案理由)
	、設
	基準を改正するなどのため、
	を準
	改に
	より
	るて
	な い 同
	で タ 生
	た労
	め、働、治
	こ
	ずる。「参酌して定めることとされたことに伴い、基準を改正するなどのため、この条例案を提食品衛生法の一部が改正され、営業の施設の基準について、厚生労働省令で定める基準提案理由)
	采 正 例 め
	案る
	を基準
	1定 毕

県第七十七号議案

部を改正する条例案を次のように提出する。 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正す職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で

る条例案

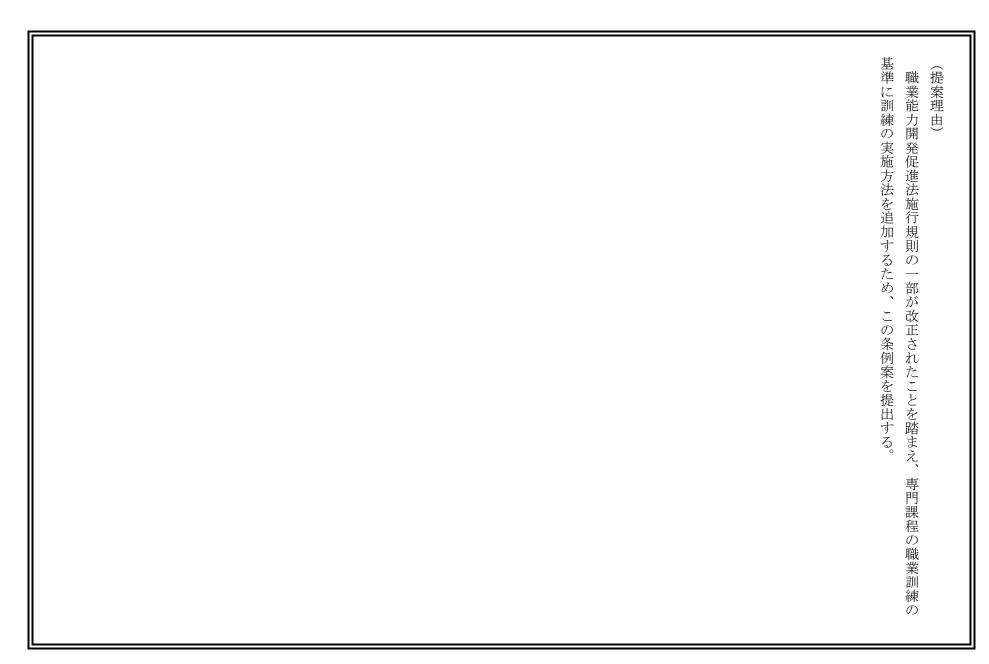
る条例 実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正す職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で

成二十四年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例 伞

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正後	改 正 前
(職業訓練の基準)	(職業訓練の基準)
第五条 (略)	一・二 (格) 第五条 (略)
三 専門課程(法第十五条の七第一項第二号	三 専門課程(法第十五条の七第一項第二号
の長期間の訓練課程をいう。) 訓練の対	の長期間の訓練課程をいう。) 訓練の対
象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、	象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、
練時間、	訓練生の数、職業訓練指導員及び試験
導員	
四 (略)	四 (略)

適用する。 く職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の規定は、 この条例は、 公布の日から施行し、 この条例による改正後の職業能力開発促進法に基づ 令和二年九月一日から



県第七十八号議案

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例 \mathcal{O} 部を改正する条例案を次のように提出す

る。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例 \mathcal{O} 部

を改正する条例案

を改正する条例 広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例 \mathcal{O} 部

部を次のように改正する。 広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例 (平成二十八年広島県条例第三十五号) 0

次 の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の 改正後の 欄に掲げる規定に傍線で示すように

(設置)

「設置)

「設置) 改正する。 改 正 後 (設置) (設置) を設置する。 改 正 前

附則

文に規定する政令で定める この条例は、 道路法等の 日 一部を改正する法律 又はこの条例の 公布の (令和二年法律第三十一号) 日の ず れか遅い 日 から施行する。 附則第一条本

(提案理由)	する 道 提 路 法 の 由

県第七十九号議案

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例案を次

のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 英 彦

場に関する条例を廃止する条例の処理をする作業場に関する条例を廃止する条例案の処理をする作業食品衛生に関する条例を廃止する条例案

次に掲げる条例は、廃止する。

- 食品衛生に関する条例(昭和二十六年広島県条例第四十九号)
- かきの処理をする作業場に関する条例 (昭和三十三年広島県条例第六十四号)

則

(施行期日)

1 この条例は、 令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 三十一日後の日である場合は、同日までの間)、なおその効力を有する。 理をする作業場に関する条例 及び許可は、その有効期間が満了するまでの間 又は第五条の許可 前食品衛生条例」という。)第三条の認定(以下単に この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の食品衛生に関する条例 (以下単に「許可」という。)を受けている者については、当該認定 以下 「廃止前かき作業場条例」という。の認定(以下単に「認定」という。 (有効期間が満了する日が令和六年五月)第四条第一項)及びかきの処 (以下
- 3 を有する。 生条例第二条から第十条までの規定は、 前項の規定によりなおその効力を有することとされる認定については、 令和六年五月三十一日までの間、 廃止前食品衛 なおその効力
- おその効力を有する。 かき作業場条例第二条から第二十条までの規定は、 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる許可については、 令和六年五月三十一日までの間、 廃止前 な

及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止するため、この条例案を提出する。て、同法に基づく規制が行われることとされたことなどを踏まえ、食品衛生に関する条例食品衛生法の一部が改正され、これまで県独自の規制を行ってきた業種の事業者につい(提案理由)

県第八十号議案

工事請負契約の締結について

期地区今田トンネル工事の請負契約を締結することについて、 条例第二十九号)第二条の規定により、 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県 次のとおり県営広域営農団地農道整備事業芸北三 県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 﨑 英 彦

工事名 県営広域営農団地農道整備事業芸北三期地区今田トンネル工事

三 請負金額 二、三〇五、六〇〇、〇〇〇円二 工事場所 山県郡北広島町今田から西宗まで

請負 者 東京都中央区八丁堀二丁目八番五号請負金額 二、三〇五、六〇〇、〇〇〇円

兀

戸田建設株式会社

佐賀市多布施一丁目四番二七号

松尾建設株式会社

東京都中央区日本橋蛎殼町二丁目一三番六号

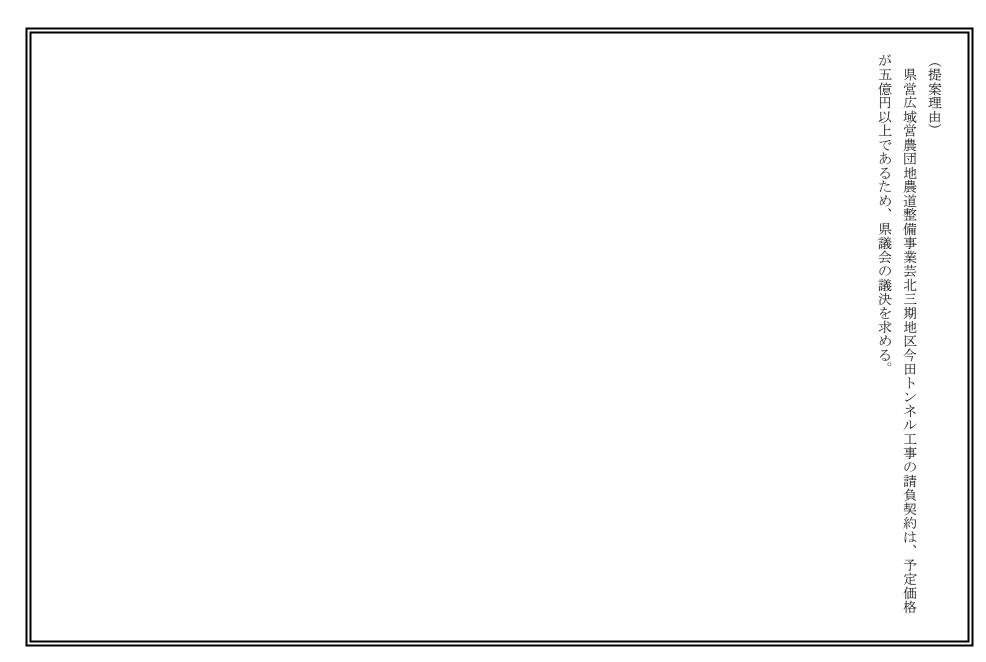
戸田道路株式会社

期 議決の日の翌日から

五.

工

令和五年十二月二十八日まで



県第八十一号議案

工事請負契約の締結について

成工事(四―三工区)の請負契約を締結することについて、 条例第二十九号)第二条の規定により、次のとおり一級河川太田川水系三篠川災害復旧助 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県 県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 﨑 英 彦

工事場所 工事名 広島市安佐北区白木町小越から井原まで 一級河川太田川水系三篠川災害復旧助成工事 (四一三工区)

三 請負金額 一、九五一、二九〇、〇〇〇円

只者 東京都江東区新砂一丁目一番一号

兀

広島市西区南観音七丁目一四番二〇号

株式会社 竹中土木

株式会社 栗本

期 議決の日の翌日から

五.

工

令和五年三月二十四日まで



県第八十二号議案

工事請負契約の締結について

条例第二十九号)第二条の規定により、次のとおり国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県 県議会の議決を求める。 津線広島はつかいち大橋海上部下部工工事(九工区) の請負契約を締結することについて

令和二年九月十八日提出

名 国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部下

広島県知事

部工工事 (九工区)

工事場所 広島市佐伯区五日市港四丁目地先

三

請負金額 一、四一四、六〇〇、〇〇〇円

請負者 東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

呉市中央三丁目一二番四号 東亜建設工業株式会社

議決の日の翌日から 大之木建設株式会社

五.

工

期

令和四年三月三十一日まで

県第八十三号議案

財産の取得について

条例第二十九号)第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県 の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

財産の表示

名

イナビル吸入粉末剤二○ミリグラム

広島県知事 湯 﨑 英

彦

数 品 量

一○九、○○○容器(五四、五○○人分)

取得価格 九四、三六一、三〇〇円

東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号 第一三共株式会社

相手方

_	
	るため、県議会の議決を求める。 該医薬品を買い入れようとするものであるが、当該医薬品の予定価格が七千万円以上であ新型インフルエンザの汎流行に備え、治療に必要な医薬品を追加して備蓄するため、当(提案理由)
	価格が七千万円以上であがして備蓄するため、当

県第八十四号議案

財産の取得について

条例第二十九号)第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県

の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

財産の表示 隔離服(サージカルガウン)

広島県知事

湯

﨑

英

彦

八〇、〇〇〇着

量 名

数 品

相手方 取得価格 福山市霞町一丁目二番三三号 七九、二〇〇、〇〇〇円

株式会社 ZZB

(提条理由) (担余

県第八十五号議案

財産の取得について

の議決を求める。 条例第二十九号)第三条の規定により、 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 次のとおり財産を取得することについて、 (昭和三十九年広島県 県議会

令和二年九月十八日提出

財産の表示

広島県知事 湯 﨑 英 彦

 $\stackrel{-}{-}$ A R R M e r a k i O W S T a b Q 5 0 1 0 D E G

d 品 名 数 量 五〇〇個 五〇〇台 五〇〇台

相手方 取得価格 広島市南区宇品海岸三丁目八番六○号 九三、六六五、 株式会社 新星工業社 000円

 \equiv

であることから、事後的に県議会の議決を求める。確保するため、当該物品を買い入れるものであるが、当該物品の予定価格が七千万円以上新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況下において、児童及び生徒の学習機会を(提案理由)

県第八十六号議案

財産の取得について

条例第二十九号)第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県

の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

財産の表示

広島県知事 湯 﨑 英 彦

株式会社 中電工

相手方 広島市中区小網町六番一二号七八、五九一、六〇〇円

取得価格

数 品

量 名

台

エコキュートユニット

県第八十七号議案

広島県道路公社の定款の一部変更について

議決を求める。 路公社と共同して国土交通大臣に認可申請するため、 り道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の一部変更をすることについて広島県道 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第五条第三項の規定により、 同条第六項の規定により、 次のとお 県議会の

令和二年九月十八日提出

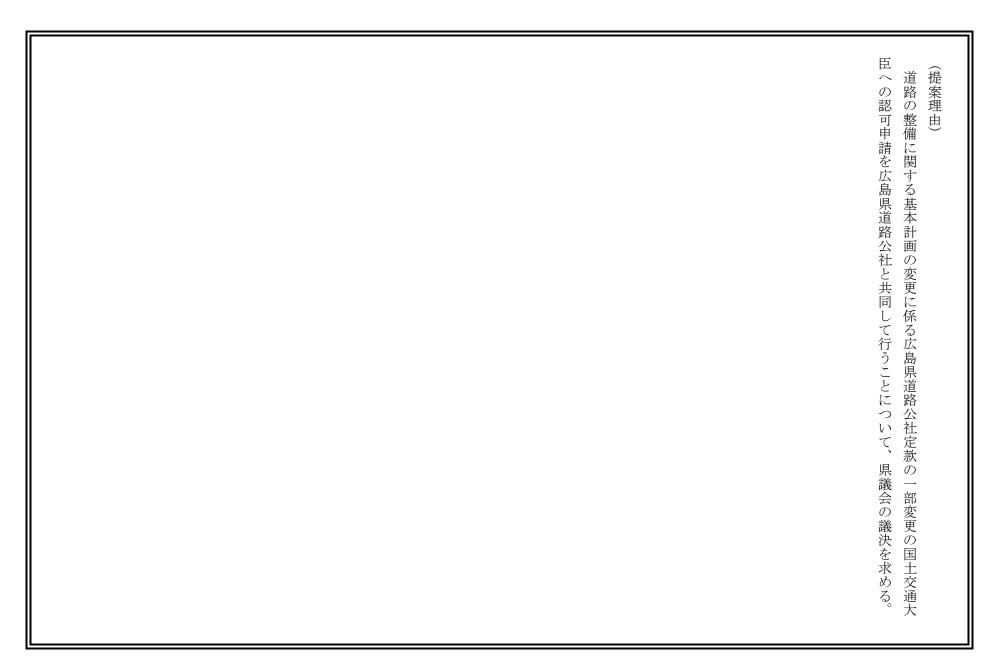
広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県道路公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

変更する。

(略) (略)		路線名 管理する区間	第十九条 (略) (道路の整備に関する基本計画)	変更後
(略) (略)	県道 矢野安浦線 広島市安芸区矢野 安芸郡熊野町大字 安芸郡熊野町大字 おおり おおり おおり おおり おおり おおり おいま かんしょう アイジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	路線名 管理する区間	第十九条 (略) (道路の整備に関する基本計画)	変更前



県第八十八号議案

について
「安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョン」の策定

十四年広島県条例第六十号)第二条第一項の規定により、別冊のとおり「安心▽誇り▽挑広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例(平成二 ひろしまビジョン」を策定することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 﨑 英 彦

